

(財産の処分に関する承認)

第13条 市長は、交付対象事業者より前条の草津市農地利用効率化等支援交付金で取得または効用の増加した機械等の処分の承認申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査、現地調査等によりその内容を審査し、承認すべきものと認めるときは、速やかに承認するものとする。

2 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該申請をした者に草津市農地利用効率化等支援交付金で取得または効用の増加した機械等の処分の承認通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

(災害の報告)

第14条 交付対象事業者は、機械等について、耐用年数の期間（第12条の承認を受けた場合は、当該承認を受けるまでの期間）内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに草津市農地利用効率化等支援交付金で取得または効用の増加した機械等の災害報告書（別記様式第12号）により、市長に報告しなければならない。

(目標達成状況報告)

第15条 交付対象事業者は、実施要綱第4の1に基づく計画の承認を受けた年度から目標年度までの間、毎年度、草津市農地利用効率化等支援交付金目標達成状況報告書（別記様式第13号）および草津市事業実施状況報告書および評価報告書（別記様式第14号）を添付して翌年度の5月末日までに市長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和4年度に実施される交付対象事業から適用する。
- 草津市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱（令和元年草津市告示第87号。以下「廃止要綱」という。）は、廃止する。ただし、廃止要綱第15条に規定する報告については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

交付対象事業	交付対象者	交付金額	交付の対象となる経費
実施要綱第2に掲	実施要綱別記	次の(ア)から(ウ)までのうち最も低い額を限	補助対象者が自らの経営に

げの事業のうち融資主体支援タイプ	のⅠの第1の3の(1)のイに掲げる者	度額とし、補助対象者ごとの上限額は、先進的農業経営確立支援タイプの法人は1,500万円、個人は1,000万円、融資主体支援タイプは300万円とする。 (ア) 補助の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額 (イ) 補助の対象となる経費のうち、実質化された人・農地プラン（「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。）に位置付けられた中心経営体等が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われるプロジェクト融資額（以下、プロジェクト融資額という。） (ウ) 補助の対象となる経費からプロジェクト融資額および地方公共団体等による補助金額を控除して得た額	において使用するために行う次に掲げる事業に要する経費。 (ア) 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始または改善に必要な機械等の取得、改良、補強または修繕 (イ) 農地等の造成、改良または復旧
実施要綱第2に掲げる事業のうち被災農業者支援タイプ	実施要綱別記のⅡの第1の2の(1)のAに掲げる者	次の(ア)および(イ)により算定した額を限度とする。 (ア) 以下のaからcまでのいずれか低い額を限度とする。 a 補助の対象となる事業に要する経費（以下「補助対象事業経費」という。）に10分の3を乗じて得た額 b 補助対象機械等が園芸施設共済に加入している場合には、補助対象事業経費に2分の1を乗じて得た額から	補助対象者が自らの経営のために行う次に掲げるものであって、別途、農林水産省経営局長が対象となる気象災害等ごとに定める内容に沿ったものとする。 (ア) 農産物の生産に必要な施設の修繕または気象災害等による農業被害前の当該施設と同程

支払共済金に2分の1を乗じて得た額を差し引いて得た額、園芸施設共済に加入していない場合には、補助対象事業経費に2分の1を乗じて得た額から、補助対象事業経費に補助対象機械等の経過年数および施設の種別に該当する時価現有率（園芸施設共済共済価額設定準則（平成30年3月28日農林水産省告示第655号）別表1の時価現有率をいう。）ならびに10分の4（園芸施設共済の付保割合の最大値である0.8に2分の1を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額

c 補助対象事業経費からプロジェクト融資額（補助対象機械等が園芸施設共済に加入している場合にはプロジェクト融資額および支払共済金）および地方の支援措置を控除して得た額

(イ) 補助対象機械等が、畜舎や農業用機械など園芸施設共済の加入対象施設以外のものである場合の補助金の額は、当該機械等ごとに以下のaまたはbのいずれか低い額を限度額とする。

a 補助対象事業経費に10分の3

度の施設の取得

(イ) 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入

(ウ) (ア)と一体的に修繕し、または取得する附帯施設の整備

(エ) 農産物の生産に必要な農業用機械（法定耐用年数を経過したものおよび修繕により利用できないものを除く。）および附帯施設（修繕により利用できないものを除く。）の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械および附帯施設の取得

(オ) 気象災害等により被害を受けた農業用ハウス、果樹棚、畜舎等の営農施設の補強

を乗じて得た額
b 補助対象事業経費からプロジェクト融資額および地方の支援措置を控除した額

備考 実施要綱第3ただし書に基づき、農林水産省経営局長から別に定めのある場合は、これに準ずることとする。

別記
様式第1号（第3条第1項関係）

草津市農地利用効率化等支援交付金交付申請書

草津市長 宛

年 月 日

住 所
経営体名
代表者氏名

印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、草津市農地利用効率化等支援交付金に係る交付金の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業内容及び事業費の内訳

事業内容	実施期間		事業費 (A) + (B) + (C)	事業費の内訳			備 考
	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日		交付金 (A)	融資額 (B)	その他 (C)	
計							

3 成果目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	目標年度 (3年度目)

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 交付事業対象経営体調書
- (2) 導入または整備を予定している機械等に係る見積書
- (3) 導入または整備を予定している機械等に係るカタログ
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条第1項関係）

草津市農地利用効率化等支援交付金に係る交付決定前着手届

年 月 日

草津市長 宛

住 所
経営体名
代表者氏名 印

年度草津市農地利用効率化等支援交付金に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、下記のとおり交付決定前着手届を提出します。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、自らが負担すること。
2 交付金交付決定を受けた交付金額が予定していた交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

Table with 5 columns: 事業内容, 事業費, 着手予定年月日, 完了予定年月日, 交付決定前着手の理由

様式第3号（第5条第3項関係）

草津市農地利用効率化等支援交付金に係る着手届

年 月 日

草津市長 宛

住 所
経営体名
代表者氏名 印

年度草津市農地利用効率化等支援交付金に基づく事業について、下記のとおり着手しましたので届け出ます。

記

Table with 2 columns: 事業内容(施設等名等), 事業費(円)
Rows for: 整備・保管場所, 着手年月日, 完了予定年月日

注：工程表等を添付すること。

様式第4号（第7条関係）

草津市農地利用効率化等支援交付金変更承認申請書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
経営体名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更を申請します。

記

- 1 変更の理由
2 事業内容および事業費の内訳

Table with 8 columns: 事業内容, 実施期間(着手/完了), 事業費, 事業費の内訳(交付金/融資額/その他), 備考

※枠内の上段は括弧書きで変更前の内容、下段は変更後の内容を記入してください。

様式第5号（第8条関係）

草津市農地利用効率化等支援交付金概算払請求書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
経営体名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった草津市農地利用効率化等支援交付金について、下記のとおり概算払によって交付されるよう、草津市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

Table with 3 columns: 項目, 金額
Rows: 交付決定額, 既受額, 今回請求額, 交付決定額との差額

Table for 助成金振込口座 with sections for 金融機関 and ゆうちょ銀行

Table for 口座名義 with fields forフリガナ, 口座名義, 住所

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付してください。

様式第6号(第9条関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金に係る完了届

年 月 日

草津市長 宛

住所 経営体名 代表者氏名 印

年度草津市農地利用効率化等支援交付金に基づく事業について、下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

Table with 2 columns: 事業内容(施設等名等), 事業費(円), 整備・保管場所, 着手年月日, 完了年月日, 関係法令検査年月日, 完了検査年月日(または予定日), 引渡年月日(または予定日)

注: 必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

様式第7号(第10条第1項関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金実績報告書

年 月 日

草津市長 宛

住所 経営体名 代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、その実績を報告します。

記

1 事業内容及び事業費の内訳(実績)

Table with 5 main columns: 事業内容, 実施期間(着手年月日, 完了年月日), 事業費(A+B+C), 事業費の内訳(交付金A, 融資額B, その他C), 備考

2 成果目標

Table with 5 columns: 項目, 現状(計画時), 1年度目(年度), 2年度目(年度), 目標年度(3年度目)

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 融資機関等からの融資決定通知等融資額を確認し得る書類
(2) 事業に係る契約書および請求書等当該事業に係る事業費が確認し得る書類
(3) 領収書の写し
(4) 整備内容が確認できる写真
(5) その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第10条第3項関係)

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

草津市長 宛

住所 経営体名 代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、草津市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 年 月 日付け 第 号で通知した交付金の額 金 円
2 交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
4 交付金返還相当額(3-2) 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し(税務署の取受印等のあるもの)
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)

・交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載 []

(注) 消費税および地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 []

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお、交付対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の取受印等のあるもの)および損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の取受印等のあるもの)
・交付対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

様式第9号(第11条第2項関係)

交付対象事業者名

Table with 10 columns: 事業実施年度, 事業名, 事業費, 事業内容, 実施期間, 事業費の内訳, 事業費の内訳, 他分期限期間, 他分の状況, 要 領

- (注) 1 他分期限年月日欄は、他分期限の終期を記入すること。
2 他分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
3 備考欄には、譲渡先、貸付先、担保先、貸付先、他分期限の終期または交付金の返還額を記入すること。
4 この様式により難い場合には、他分期限期間欄および他分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
5 本台帳は、他分期限期間(他分した最終等)については承認年月日)を経過するまで保存すること。

様式第10号(第12条関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金で取得または
効用の増加した施設等の処分の承認申請書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
経 営 体 名
代表者氏名 印

年度において草津市農地利用効率化等支援交付金で取得または効用が増加した機械等を処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保)する必要が生じたので、下記のとおりその承認を申請します。

記

- 1 処分の対象となる施設等の概要
 - (1) 機械等の所在地
 - (2) 機械等の構造、規格、規模等
 - (3) 事業費(うち助成金)
 - (4) 取得年月日
- 2 処分の理由
- 3 処分に係る事項
 - (1) 処分予定時期
 - (2) 処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保)の概要
 - ア 施設等の処分方法および処分後の利用(稼働)計画
 - イ 処分に伴う条件等
 - ウ 処分額または処分するために必要とする改造等の内容および所要事業費
 - (3) その他
- 4 添付書類
 - (1) 財産管理台帳の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(注) 交換の場合にあつては、3の(3)を(4)とし、(2)の次に次の事項を追加する。

- (3) 交換の対象施設等の概要
 - ア 施設等の所在地
 - イ 施設等の構造、規格、規模等
 - ウ 取得予定価格および取得方法
 - エ 施設等の利用計画
 - オ 交換に伴う条件等

様式第11号(第13条第2項関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金で取得または
効用の増加した機械等の処分の承認通知書

番 号
年 月 日

交付対象事業者名 様

草津市長 印

年 月 日に承認申請のあった 年度草津市農地利用効率化等支援交付金で取得し、または効用の増加した機械等の処分について、草津市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第13条第1項の規定により審査した結果、これを承認したので通知します。

様式第12号(第14条関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金で取得または効用の増加した機械等の災害報告書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
経 営 体 名
代表者氏名 印

年度において草津市農地利用効率化等支援交付金で取得または効用が増加した機械等が災害により被災したので、報告します。

記

- 1 被災施設等の概要
 - (1) 機械等の所在地
 - (2) 機械等の構造、規格、規模等
 - (3) 事業費(うち助成金)
 - (4) 取得年月日
- 2 災害の概要
 - (1) 災害の原因
 - (2) 被災の程度
- 3 被害見積価格(復旧可能なものにあつては、復旧見込額)
- 4 その他(災害復旧計画および資金計画)
- 5 添付資料
 - (1) 財産管理台帳の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第13号(第15条関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金目標達成状況報告書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
経 営 体 名
代表者氏名 印

年度において草津市農地利用効率化等支援交付金について、草津市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第15条の規定により、様式第14号を添えて報告します。

草津市告示第243号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（大津湖南都市計画南草津プリムタウン土地区画整理事業）の実施に伴い、本市の区域内の町および字の区域および名称を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき告示する。

この変更は、土地区画整理法第103条第4項の規定による大津湖南都市計画南草津プリムタウン土地区画整理事業に係る換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

令和4年8月4日

草津市長 橋川 渉

変 更 調 書

変 更 前		変 更 後
町	字	地 番
矢橋町	奥ノ沢	311の4から311の6まで、312、312の2、314の1から314の8まで、315の2、315の3
南笠町	大 挟	744の一部
	北 野	784の1、784の2の一部、785の1、785の2、786の1から786の4まで、786の6、786の7、786の10、786の11、789の3、789の4の一部、790の4の一部
野路町	南田山	579の13、579の17、579の18、579の31、579の32
	澤	793の9、793の10、793の12、793の13、793の18
	惣 水	1212の4の一部、1213の2、1214の10、1220の2の一部、1220の3、1221の3の一部、1231の2の一部、1231の3の一部、1232の1、1232の2の一部、1232の4

榊 差

1239、1239の1から1239の7まで、1240の3の一部、1240の5、1241の1から1241の6まで、1242の1、1242の2、1246の1、1246の4、1247の2、1253の1から1253の4まで、1254の1から1254の3まで、1255の1から1255の15まで、1256の1、1256の2の一部、1256の3、1256の4、1257の1、1257の2の一部、1257の3から1257の8まで、1258の2の一部、1259の1、1259の2の一部、1259の5から1259の7まで、1260の2の一部、1261の1から1261の5まで、1262の1から1262の8まで、1263の1から1263の5まで、1264の1から1264の7まで、1265の1から1265の4まで、1266、1266の1から1266の7まで、1267の1から1267の4まで、1268、1269の1から1269の4まで、1270の1から1270の9まで、1271の1から1271の5まで、1272の1から1272の5まで、1273の1から1273の4まで、1274の1、1274の2の一部、1274の3から1274の7まで、1275の2の一部、1275の3、1276の2の一部、1283の2の一部、1284の2

		の一部、1284の3、1285の1、1285の2の一部、1285の3、1286の2の一部、1286の3、1286の6、1287、1287の1から1287の3まで、1288、1289の1、1289の2、1290の1、1290の2の一部、1290の3から1290の7まで、1291の1、1291の2の一部、1292の1から1292の7まで、1293の1、1293の2の一部、129の2の一部、1297の3、1301の2の一部				754の5まで、755、756、757の1から757の11まで、757の12の一部、757の13、760の1から760の3まで、761の1から761の4まで、762、763の1、763の5から763の8まで、763の9の一部、763の10の一部、764の1から764の7まで、764の8の一部、766の3、767の1の一部、767の2から767の4まで、768の1から768の5まで、770の1から770の6まで、771の1、771の4、774の1の一部、774の4から774の6まで、774の7の一部、774の8の一部、774の9から774の11まで、775
南笠町	木ノ下	649の1から649の3までの各一部、650の一部	南草津プリムタウン二丁目			
	大 日	654の一部				
	黒 土	731の1から731の7までの各一部				
	大 挾	732の1、732の2、733の1から733の5まで、734、735、736の1から736の3まで、737の1から737の6まで、738、739の1から739の8まで、740の1から740の6まで、741の1、741の2、742の1から742の5まで、743の1、743の3から743の8まで、744の一部、745の1から745の6まで		北 野		776の1から776の3まで、777の1から777の3まで、778の2から778の5まで、779の1から779の5まで、780の2、782の4から782の6まで、783、783の1から783の14まで、784の2の一部、784の3、789の4の一部、790の4の一部
	中 堂	746の1、746の2、747の1から747の3まで、748の1から748の3まで、749、750、751の1から751の3まで、752、753の1、753の2、754の1から		風呂海道		918の3、918の4、919の1、919の3から919の6まで、920
				野路町	榎 差	1256の2の一部、1257の2の一部、1258の1、1258の2の一部、1258の3から1258の6まで、1259の2の一部、1259の3、1259の

		4、1259の8、1260の1、1260の2の一部、1260の3から1260の7まで、1274の2の一部、1275の1、1275の2の一部、1275の4、1275の5、1276の1、1276の2の一部、1276の3、1277の1から1277の4まで、1278の1から1278の4まで、1279、1280の1、1280の2、1281の1から1281の6まで、1282の1から1282の5まで、1283の1、1283の2の一部、1283の3、1284の1、1284の2の一部、1284の4、1284の5、1285の2の一部、1286の2の一部、1286の4の一部、1286の5、1302の1の一部、1302の3から1302の6までの各一部、1303の1から1303の3までの各一部			717、718の1の一部、718の2、718の3	
				野路町	廣野	1199の2、1199の11、1199の13、1201の1、1201の4、1202の1、1202の5、1202の8から1202の13まで、1203の1、1203の3、1203の5から1203の11まで、1314の1から1314の8まで、1315の1から1315の4まで、1316、1317の1から1317の7まで、1318の1から1318の3まで、1319の1から1319の3まで、1320の1から1320の3まで、1321の1から1321の3まで、1322の1、1322の2、1323の1から1323の3まで、1324、1325の1から1325の5まで、1326、1327の1から1327の3まで、1328の1から1328の3まで、1329の1から1329の4まで、1330の1から1330の4まで、1331の1から1331の3まで、1332の1の一部、1332の4から1332の6までの各一部、1332の7から1332の9まで、1334、1334の12、1334の9から1334の11まで
南笠町	黒土	683の1の一部、685の1の一部、686、686の1の一部、686の3の一部、686の5の一部、687の1から687の3までの各一部、688の1の一部、688の2、688の3の一部、690の1の一部、699の2の一部、700、701、702の1、702の2、702の3の一部、703の2の一部、704の3の一部、704の4、714の一部、714の1、715の一部、716の一部、	南草津プリムタウン三丁目		惣水	1204の1、1204の3から1204の6まで、1205、1205の1、1205の3、1205の6、1205の7、1205の8、1206の1から1206の9まで、1207、1207の4、

		<p>1207の6、1207の12から1207の16まで、1208の3、1208の6、1209の1、1209の3、1212の4の一部、1220の2の一部、1221の1、1221の2、1221の3の一部、1221の4、1221の7、1222の1、1222の2、1224、1225の1から1225の3まで、1226の1から1226の10まで、1227の1から1227の7まで、1228の1から1228の7まで、1229、1230の1から1230の5まで、1231、1231の2の一部、1231の3の一部、1231の6、1232の2の一部、1232の3</p>			<p>1307の一部、1309の1から1309の3まで、1310の1から1310の4まで、1311、1312、1313の1から1313の5まで</p>	
<p>榑 差</p>		<p>1286の1、1286の2の一部、1286の4の一部、1290の2の一部、1291の2の一部、1291の3、1293の2の一部、1294の1、1294の2、1295、1296の1から1296の3まで、1297の1、1297の2の一部、1297の4、1297の5、1298、1299の1から1299の5まで、1300、1300の1から1300の4まで、1301の1、1301の2の一部、1301の3、1302、1302の1の一部、1302の2、1303の1から1303の3までの各一部、1304の1、1304の2、1305の一部、1306の1、1306の2の一部、</p>		<p>南笠町 平野 578、578の5</p>	<p>603の1、603の5、604の1、604の2の一部、604の3の一部、604の4、605の1、605の2、606の1から606の3まで、607の1、607の2、608の1、608の4、608の6、608の7、609の1から609の4まで</p>	<p>南草津プリムタウン四丁目</p>
				<p>木ノ下</p>	<p>611、612の1から612の4まで、613の1から613の4まで、614から616まで、617の1から617の5まで、618の1、618の2、619の1から619の3まで、620、621の1から621の5まで、622、623、624の1から624の4まで、625、626の1から626の4まで、627の1、627の2、628、637の1から637の10まで、638の1、638の2、649の1から649の3までの各一部、649の4から649の6まで、650の一部</p>	
				<p>大 日</p>	<p>651の1、651の2、652の1から652の3までの各一部、654の一部、658、658の1から658の4まで、659、660の1、660の2、661、662、663の1、663の2、664の1から</p>	

	664の4まで、665から667まで、668の1から668の8まで、669の1から669の6まで、670の1から670の5まで、671の1、671の5、671の8から671の10まで、672、673の1			714の2から714の5まで、715の一部、716の一部、718の1の一部、719、720の1、720の2、721、722、723の1から723の3まで、724の1から724の6まで、725の1から725の3まで、726、727、728の1から728の6まで、729の1から729の5まで、730の1から730の4まで、731の1から731の7までの各一部																																	
黒土	674の1、675の1、675の3、677の1、677の5、678の1、679の1から679の5まで、680の1、680の2、681の1、683の1の一部、683の2、684の1、685の1の一部、686の1の一部、686の2、686の3の一部、686の4、686の5の一部、687の1から687の3までの各一部、688の1の一部、688の3の一部、689、690の1の一部、691、692、692の1、693、694の1から694の7まで、695から697まで、698の1から698の5まで、699の1、699の2の一部、702の3の一部、702の4、702の5、703の1、703の2の一部、704の1、704の2、704の3の一部、705の1から705の3まで、706の1から706の7まで、707、708、709の1から709の4まで、710、711の1から711の5まで、712の1から712の3まで、713の1から713の6まで、714の一部、		笠堂	1217の1の一部																																	
			野路町	廣野	1332の1の一部、1332の4から1332の6までの各一部																																
				榊差	1302の3から1302の6までの各一部、1303の2の一部、1303の3の一部、1303の4、1303の5、1305の一部、1306の2の一部、1306の3、1306の4、1307の一部、1308の1から1308の9まで																																
<p>上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。</p>																																					
<p>備考 上記の土地の表示は、令和4年4月1日現在の土地登記簿によるものである。</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変</th> <th colspan="2">更</th> <th colspan="2">前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>町</th> <th>字</th> <th colspan="2">地</th> <th colspan="2">番</th> <th>町</th> <th>字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南笠町</td> <td>領木</td> <td colspan="2">604の2の一部、604</td> <td colspan="2">南笠町</td> <td>笠堂</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">の3の一部</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		変		更		前		変更後		町	字	地		番		町	字	南笠町	領木	604の2の一部、604		南笠町		笠堂				の3の一部									
変		更		前		変更後																															
町	字	地		番		町	字																														
南笠町	領木	604の2の一部、604		南笠町		笠堂																															
		の3の一部																																			
<p>上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。</p>																																					
<p>備考 上記の土地の表示は、令和4年4月1日現在の土地登記簿によるものである。</p>																																					
<p>(令和4年8月4日揭示済み)</p>																																					

草津市告示第244号

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年8月5日

草津市長 橋川 渉

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年草津市告示第121号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 受講開始時給付金（支給対象者が対象講座の受講を開始した場合に支給するものをいう。）

第5条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 受講開始時給付金

ア 支給対象者が対象講座の受講を開始すること。

イ 対象講座の受講のために支払った費用が4,000円以上であること。

第6条第1項第2号ただし書中「受講修了時給付金と」を「受講開始時給付金、受講終了時給付金および」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「相当する額。」を「相当する額から前号の規定により支給した額を差し引いた額。」に改め、同号ただし書中「当該40パーセントに相当する額」を「受講開始時給付金および受講修了時給付金の合計」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の30パーセントに相当する額。ただし、当該30パーセントに相当する額が7万5千円を超える場合は7万5千円とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（別記様式第3号。以下「支給申請書」という。）」を「支給申請書」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（受講開始時給付金の支給申請および支給決定）

第8条 受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を開始した後に、草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金申請書（別記様式第3号。以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。

2 受講開始時給付金の支給申請は、受講開始日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

3 支給申請は、前条第2項第1号および第2号に掲げる書類ならびに次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略することができる。

- (1) 受講対象講座指定通知書の写し
(2) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 受講対象講座の指定申請、受講開始時給付金、受講修了時給付金の申請および合格時給付金の申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除または寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、もしくは夫と離婚した後婚姻をしていない者または夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）および同項第12号中「妻と死別し、もしくは妻と離婚した後婚姻をしていない者または妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本および当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

別記様式第1号中

「2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の4割相当額（10万円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の2割相当額（受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。」を

「2 支給額は、次のとおりです。

(1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の3割相当額（7万5千円を限度）です。

(2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の4割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額）（受講開始時給付金と併せて10万円を限度）です。

(3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の2割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。」に、

「5 所要費用については、標準的な金額であり、受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。」を

「5 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後または受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。」に

改める。

別記様式第2号中

「2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の4割相当額（10万円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の2割相当額（受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。」を

「2 支給額は、次のとおりです。

(1) 受講開始時給付金の支給の対象となるの

は、入学料および受講料の3割相当額（7万5千円を限度）です。

(2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の4割相当額（受講開始時給付金の給付を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額から差し引いた金額）（受講開始時給付金と併せて10万円を限度）です。

(3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の2割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。」に、

「4 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。」を

「4 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。」に

改める。

別記様式第3号中

「受講終了時給付金・合格時給付金の支給を受けたいので下記により申請します。」を

「受講開始時給付金 } の支給を受けたいので下
 受講修了時給付金 } 記により申請します。」に、
 合格時給付金 }

「1 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。

2 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。

3 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料、受講料等を記入してください。

4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、または過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等のことです。

5 「⑩申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一に

する子がいる場合に記載してください。

- (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父でない。
- (2) 婚姻(※)によらないで母または父となり、現に婚姻(※)をしていない。
(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)]を

「1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。

2 受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学金、受講料を記入してください。

3 受講終了時給付金の支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。

4 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。

5 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講終了時給付金の算定基礎となった入学金、受講料等を記入してください。

6 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、または過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等のことです。

7 「①申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

- (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父でない。
- (2) 婚姻(※)によらないで母または父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)]に

改める。

付 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

(令和4年8月5日揭示済み)

草津市告示第245号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年8月8日

草津市長 橋 川 涉

道路の種別 市道

路線名	区 間	延長 (m)	備考
3808 宮町洪川線	草津市草津二丁目字二丁目1120番から 草津市草津一丁目字一丁目1250番5まで	146.6	

(令和4年8月8日揭示済み)

草津市告示第246号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱(平成29年草津市告示第54号)第8条第2項に基づき事業の廃止届出があったので、同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和4年8月10日

草津市長 橋 川 涉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
ステップぱーとなー草津	滋賀県草津市草津町1540番地1	りふれ株式会社 東京都港区六本木三丁目8番9号ソシエ六本木	代表取締役 小田長 竜太郎 東京都武蔵野市境四丁目4番29-101号桜橋ハイム	介護予防型 デイサービス 活動型デイサービス	令和4年 7月31日	2570601829

(令和4年8月10日揭示済み)

草津市告示第247号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年8月12日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年8月19日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	發送先宛名	發送先住所	賦課年度	課税年度分
1	田中 翼	滋賀県彦根市池州町3番5-201号	令和3年度	令和3年度

(令和4年8月12日揭示済み)

公 告

公 告

指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第3条の規定に基づき、指定管理者を募集するにあたり、下記のとおり公告する。

令和4年7月19日

草津市長 橋 川 渉

記

- 1 公の施設 名 称 草津市立草津川跡地公園（区間2）
所在地 草津市北山田町
名 称 草津市立草津川跡地公園（区間5）
所在地 草津市大路二丁目
- 2 募集要項 別紙のとおり
- 3 仕様書 別紙のとおり

（令和4年7月19日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年7月19日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市上笠二丁目17番6-303号 アーバス草津、草津市穴村町307番地 岩岸 仁行、岩岸 真以子	草津市穴村町字北野300番2 外1筆	401.26㎡	R4.7.19	1610

（令和4年7月19日揭示済み）

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年7月20日

草津市長 橋 川 渉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和4年7月20日から
令和4年8月22日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和4年7月20日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年7月29日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市草津町1540番地1-203 グラシオ草津 本郷 大城、本郷 遥香	草津市芦浦町字上東192番1	199.99㎡	R4.7.29	1611

(令和4年7月29日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証

を交付した。
令和4年7月29日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大津市千町一丁目3番62-205号 五嶋 隆、五嶋 愛美	草津市芦浦町字上東192番6	200.00㎡	R4.7.29	1612

(令和4年7月29日揭示済み)

公 告

都市公園の供用を開始しようとするので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 涉

名 称	位 置	区 域	供用開始 の期日
木ノ下公園	草津市南笠町字木ノ下614の一部 他	別紙図面 のとおり	令和4年 8月1日

(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)

(令和4年8月1日揭示済み)

公 告

都市公園の供用を開始しようとするので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 涉

名 称	位 置	区 域	供用開始 の期日
領木公園	草津市南笠町字領木603-1の一部 他	別紙図面 のとおり	令和4年 8月1日

(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)

(令和4年8月1日揭示済み)

公 告

都市公園の供用を開始しようとするので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 涉

名 称	位 置	区 域	供用開始 の期日
中堂公園	草津市南笠町字中堂757-13 他	別紙図面 のとおり	令和4年 8月1日

(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)

(令和4年8月1日揭示済み)

公 告

都市公園の供用を開始しようとするので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 涉

名 称	位 置	区 域	供用開始の期日
黒土公園	草津市南笠町字黒土712-2の一部 他	別紙図面のとお	令和4年8月1日

（別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。）

（令和4年8月1日揭示済み）

公 告

都市公園の供用を開始しようとするので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 涉

名 称	位 置	区 域	供用開始の期日
廣野公園	草津市野路町字廣野1230-1の一部 他	別紙図面のとお	令和4年8月1日

（別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。）

（令和4年8月1日揭示済み）

公 告

都市公園の区域を変更しようとするので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 涉

変更前

名称	区域	位置	供用開始の期日
南草津プリムタウン土地区画整理内、1号公園	別紙図面のとお	草津市野路町字榊差1261-4 他	令和2年4月1日

変更後

名称	区域	位置	供用開始の期日
榊差公園	別紙図面のとお	草津市野路町字榊差1261-4 他	令和4年8月1日

（別紙図面は、関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。）

（令和4年8月1日揭示済み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第15号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月1日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

- 期 日 令和4年8月23日（火） 午後2時
- 場 所 市役所8階 大会議室

（令和4年8月1日揭示済み）

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第8号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年8月1日

草津市農業委員会

会長 中 野 隆 史

- 1 期 日 令和4年8月10日(水) 午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所4階 行政委員会室
- 3 付議案件
 - 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について(報告)
 - 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
 - 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 4) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 5) 農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
 - 6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

令和4年8月1日から令和9年7月31日まで

(令和4年8月1日揭示済み)

(令和4年8月1日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第24号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1321	ニシムラ電設株式会社	西村 孝 嘉	大津市新免二丁目2番7号	077-535-1685
1322	日笠設備工業株式会社	日笠 延 志	京都市山科区西野山桜ノ馬場町204番地	075-593-2901

2 指定有効期間